



2025年2月14日

各 位

会社名 大阪製鐵株式会社
代表者名 代表取締役社長 谷 潤一
(コード番号 5449 東証スタンダード)
問合せ先 執行役員総務部長 大山 徹二
(電話 06-6204-0300)

自己株式の公開買付けの買付価格等の決定に関するお知らせ

当社は、2025年1月31日開催の取締役会において、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得を行うこと、及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議し、同日付でその旨を公表しておりました。今般、2025年2月14日付け取締役会決議により、本公開買付けにおける1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）を決定し、本公開買付価格を2,450円とする本公開買付けを実施することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本公開買付けの詳細は、2025年1月31日付けで当社が公表した「自己株式の取得及び自己株式の公開買付け並びに自己株式の消却に関するお知らせ」（以下「2025年1月31日付けプレスリリース」といいます。）をご参照ください。

1. 買付け等の概要

2025年1月31日付けプレスリリースに記載のとおり、当社は、2025年1月31日開催の取締役会において、2025年2月14日時点において日本製鉄株式会社（以下「日本製鉄」といいます。）が本公開買付けに応募する旨の意向に変更がないことを条件として、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得を行うこと、その具体的な取得方法として本公開買付けを行うこと、本公開買付価格は①原則として、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場における当社普通株式（以下「当社株式」といいます。）の2025年1月30日の終値（2,723円）から10%をディスカウントした金額である2,450円（円未満切捨て）としつつ、②2025年2月13日の終値から10%をディスカウントした金額（円未満切捨て）が①を下回る場合には当該金額を本公開買付価格とすることを決議しておりました。

その後、当社は、株式会社ストラテジックキャピタルから、2025年2月7日付け書簡を受領しました。当該書簡において同社は、2025年1月31日付けプレスリリースの公表後に当社株式を買い増した結果、2025年2月6日時点でSCファンド所有株式（注1）が5,946,100株（所有割合（注2）：15.28%）に至った旨、また、この結果、当社が本公開買付け及び当社株式の消却を行ったとしても当社株式は東京証券取引所スタンダード市場の上場維持基準を充足せず、本公開買付けの主たる目的が消失したものと認識しており、本公開買付けを撤回する又は日本製鉄に対して本公開買付けに応募しないよう働きかける等の対応を行っていただきたい旨を述べています。

（注1）「SCファンド所有株式」とは、株式会社ストラテジックキャピタルが運営するファンドである INTERTRUST TRUSTEES (CAYMAN) LIMITED SOLELY IN ITS CAPACITY AS TRUSTEE OF JAPAN-UP が所有する当社株式をいいます。

（注2）「所有割合」とは、当社が2025年1月31日に公表した「2025年3月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載の2024年12月31日現在の当社の発行済株式総数42,279,982株から同日

現在の当社が所有する自己株式 3,360,699 株を控除した株式数 38,919,283 株に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいいます。

当社としては、上記書簡にかかわらず、以下の点から、2025 年 1 月 31 日開催の取締役会決議のとおり、本公開買付けを実施することが適切と考えております。

- ・本公開買付けの目的の一つである資本効率の向上については、東京証券取引所スタンダード市場の上場維持基準の充足の可否にかかわらず、本公開買付けの実施によって実現可能であること
- ・当社株式の流通株式比率については、仮に本公開買付けの実施及び当社株式の消却によって東京証券取引所スタンダード市場の上場維持基準を充足することができなかつたとしても（注3）、本公開買付けの実施及び当社株式の消却によって当社株式の流通株式比率が向上することによりはなくなり、今後、当社株式が東京証券取引所スタンダード市場の上場維持基準を充足するためには、本公開買付けの実施が有効であること

（注3）2025 年 1 月 31 日付けプレスリリースに記載のとおり、SC ファンド所有株式が流通株式に該当するか否かは SC ファンドのファンド構造等によるところ、本日現在当社において SC ファンドのファンド構造等は明らかとなっておらず、SC ファンド所有株式が流通株式に該当するか否かは明らかとなっておりませんが、もし流通株式に該当しない場合には、SC ファンド所有株式が 5,946,100 株（所有割合：15.28%）に至ったことにより、本公開買付けの実施及び当社株式の消却の後においても、当社の流通株式比率が 25%未滿となり、東京証券取引所スタンダード市場の上場維持基準を充足しないこととなるおそれがあります。流通株式の定義及び流通株式比率に関する東京証券取引所スタンダード市場の上場維持基準の詳細については、2025 年 1 月 31 日付けプレスリリースをご参照ください。

以上を踏まえ、当社は、2025 年 2 月 14 日時点において日本製鉄が本公開買付けに応募する旨の意向に変更がないことを確認するとともに、2025 年 2 月 13 日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値が 2,724 円であったことから、2025 年 2 月 14 日付け取締役会決議により、以下のとおり本公開買付価格を 2,450 円とする本公開買付けを実施することを決定いたしました。

（1）買付け等の価格

普通株式 1 株につき、金 2,450 円

（2）買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

2025 年 1 月 31 日付けプレスリリースに記載のとおり、当社は、2025 年 1 月 31 日開催の取締役会において、2025 年 2 月 14 日時点において日本製鉄が本公開買付けに応募する旨の意向に変更がないことを条件として、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得を行うこと、その具体的な取得方法として本公開買付けを行うこと、本公開買付価格は①原則として、東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の 2025 年 1 月 30 日の終値（2,723 円）から 10%をディスカウントした金額である 2,450 円（円未滿切捨て）（以下「本公開買付上限価格」といいます。）としつつ、②2025 年 2 月 13 日の終値から 10%をディスカウントした金額（円未滿切捨て）が①を下回る場合には当該金額を本公開買付価格とすることを決議しております。

今般、当社は、2025 年 2 月 14 日時点において日本製鉄が本公開買付けに応募する旨の意向に変更がないことを確認するとともに、2025 年 2 月 13 日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値が 2,724 円であったことから、2025 年 2 月 14 日付け取締役会決議により、本公開買付価格を 2,450 円とする本公開買付けを実施することを決定いたしました。

本公開買付上限価格及び本公開買付価格の決定方法の根拠等については、2025 年 1 月 31 日付けプレスリリースの「3. 買付け等の概要」の「（3）買付け等の価格の算定根拠等」の「① 算定の基礎」をご参照ください。

本公開買付価格である 2,450 円は、本公開買付価格を決定した取締役会決議日の前営業日である 2025

年2月13日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値2,724円に対して、10.06%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、ディスカウント率の計算において同じです。）、同日までの過去1ヶ月間の当社株式の終値の単純平均値2,651円（円未満四捨五入）に対して7.58%、同日までの過去3ヶ月間の当社株式の終値の単純平均値2,922円（円未満四捨五入）に対して16.15%をそれぞれディスカウントした金額となります。

② 算定の経緯

（本公開買付価格の決定に至る経緯）

上記「① 算定の基礎」及び2025年1月31日付けプレスリリースの「3. 買付け等の概要」の「(3) 買付け等の価格の算定根拠等」の「① 算定の基礎」をご参照ください。

（公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項並びに当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要）

2025年1月31日付けプレスリリースの「3. 買付け等の概要」の「(3) 買付け等の価格の算定根拠等」の「② 算定の経緯」をご参照ください。なお、当社社外監査役である後藤貴紀氏は、日本製鉄の関係会社部長及び参与を兼務していることから、利益相反の疑いを回避する観点より、2025年1月31日開催の取締役会及び2025年2月14日付け取締役会決議における本公開買付けの実施に係る議案の審議及び決議に一切参加しておらず、また、当社の立場において日本製鉄との協議及び交渉にも一切参加しておりません。

(3) 買付け等に要する資金

金22,077,479,000円

（注）買付予定数（9,000,000株）に本公開買付価格（2,450円）を乗じた金額（22,050,000,000円）に、公開買付代理人に支払う手数料、本公開買付けに関する公告に要する費用及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用の見積額を加算したものです。

(4) その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール及びインターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものでもなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類はいずれも、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。本公開買付けへの応募に際し、本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方（以下「応募株主等」といいます。）（外国人株主の場合はその常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け等若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール及びインターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付け等に関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

以 上